



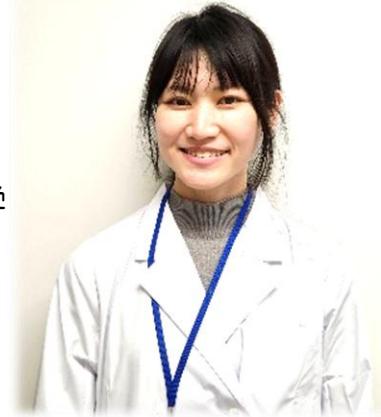
新任職員紹介

4月より病理診断部の仲間に加わったスタッフを紹介します。

○ 沼倉 里枝 (ぬまくら さとえ) 先生

【略歴】

- 2010年 東京大学医学部卒業
- 2012年 慶應義塾大学病院 初期臨床研修修了
国家公務員共済組合連合会 虎の門病院
病理診断科 医員
- 2013年 東京大学医学部附属病院
病理診断科 病院診療医
- 2016年 東京大学大学院医学系研究科
病因病理学専攻 人体病理学・病理診断学
分野 博士課程修了 (医学博士)
社会福祉法人 三井記念病院
病理診断科 医員
- 2017年 帝京大学医学部 病理学講座 助教
- 2021年 帝京大学医学部 病理学講座 講師



【ご挨拶】

みなさんのおかげで診断ができ、顕微鏡の向こうには患者と臨床医がいる—そのことを大事にして診断を行っています。よろしくお願いたします。

○ 松橋 賢太郎 (まつはし けんたろう) 先生

【略歴】

- 北里大学医学部卒業
- 太田西ノ内病院 初期臨床研修医

【ご挨拶】

2025年度より病理診断部に専攻医として所属いたします。松橋賢太郎です。
各科の医師と連携してより良い医療を実現できる病理医を目指しています。
日々成長できるよう精進しますので、ご指導ご鞭撻のほど何卒宜しくお願い致します。



労働安全衛生法が改正されました

2022年5月の**労働安全衛生法関係法令の改正**により、新たな化学物質管理制度が導入され、それに伴い2024年4月1日よりリスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場ごとに「化学物質管理者¹⁾」および「保護具着用管理責任者²⁾」の選任が**義務化**となりました。

また、皮膚等障害化学物質³⁾等の製造・取り扱い時に「不浸透性の保護具の使用」も**義務化**されました。

1)化学物質管理者の職務：ラベル・SDS等の確認、化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理など

2)保護具取扱責任者の職務：有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理、保護具の管理に関わる業務など

3)皮膚等障害化学物質：皮膚刺激性有害物質、皮膚吸収性有害物質 があり、1064種類に及び

➡ 病理診断部は様々な試薬（化学物質）を使用していますので、法令を遵守して「化学物質管理者」及び「保護具取扱責任者」を選任して、**労働環境を整えて**おります。

有機溶剤（主にキシレンやアセトン）や皮膚等障害化学物質を使用する仕事もある為、検査用ニトリルグローブでは身を守ることができません。その為、今後は**化学防護手袋**の使用を検討していく予定です。

資格取得情報

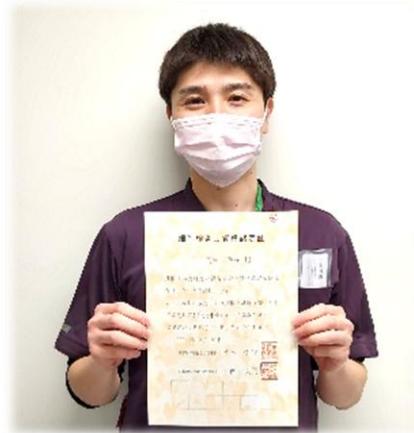
化学物質管理者&保護具取扱責任者



二階堂貴章 技師

労働安全衛生法で義務化されていますので、教育・研修費で受講いたしました。

細胞検査士&有機溶剤作業主任者



岡田啓祐 技師

病理診断部スタッフの皆様のお力添えもあり、無事資格を取得できました！
これからも精進します！！